

介護職員初任者研修指定手続き Q & A

Q	A
○研修事業者としての要件・通信実施の要件などについて、ホームヘルパー研修の実績は関係あるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルパー研修の実績は無くても事業者指定は受けられません。 ●通信実施の要件については、初任者研修への移行措置として、現在ヘルパー研修及び介護職員基礎研修の通信課程を既に実施している事業者や、通学課程を相当回行っており通信課程を行う能力があると判断できる事業者については、初任者研修の通学課程の実施を経なくても通信課程の申請を受け付けます。
○ヘルパー研修の指定がそのまま指定となるのか、それとも申請をしないのか	<ul style="list-style-type: none"> ●別に新規申請して初任者研修事業者指定と研修指定を受ける必要があります。
○通信により行う研修事業の課程は、通学による研修事業を概ね2回以上実施していることとあるが、第2回の研修実施を予定、1回目通学、2回目通信による方法は認められないことになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●まず、通学課程と通信課程は別々に指定申請を行い、それぞれ指定を受ける必要があります。 ●現在ヘルパー研修や介護職員基礎研修の実施実績のない事業者の場合は、2回程度通学課程により研修を実施した後に通信課程の指定申請をすることになります。
○本人確認について、県から提出書類の規定があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ●実績報告書(第11号様式)にて本人確認実施有無を確認する欄があるので、そこに記載してください。他に添付して提出する書類はありません。
○12時間を上限とする実習の考え方と、演習の中で重視するポイントについて	<ul style="list-style-type: none"> ●初任者研修では、介護技術の習得を強化するために、演習の時間を多く取っています。実習は、ヘルパー研修において実質的に見学のみになっている場合も多く、本来の実習の目的を達成できていないと判断され、初任者研修では必須科目でなくなりました。 ●ただし、県内事業者の方から話を聞いたところ、単なる見学ではなく、実際に利用者の方に接して介護実習を行っているところも少なくありませんでした。また、就業前に介護の現場を体験することは、受講者にとって貴重な体験でもあります。 ●よって、本県では介護技術の演習時間を確保しつつ実習もカリキュラムに取り入れられるよう、「こころとからだのしくみと生活支援技術」75時間のうち12時間を上限に定めて実習を活用できるようにしました。 ●本来演習を行う時間を実習に充てることから、実習を活用する場合は、単なる見学ではなく実際に利用者の方に接して現場の業務を体感できる内容で実施し、「職務の理解」「振り返り」の見学の活用とは区別してください。
○実習先に関する情報公開について(どこまで公開するかにより、施設で容認されない場合もあると思われる)	<ul style="list-style-type: none"> ●別紙10「研修機関が公表すべき情報の内訳」で「●」が付いている項目は必須項目ですので公開する必要があります。
○講師要件の中にある「福祉系高等学校の教員」とは、本校(聾学校)はそれに該当するのか。また、この教員には、福祉科の教員免許所有者などの制限があるのかを知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉系高等学校」とは高等学校において介護福祉士養成教育を行う学校ですので、聾学校は該当しません。 ●当該教員の職歴・経歴、福祉科の教員免許その他の資格等から、担当科目の講師要件を満たすかどうかの判断になります。
○これまで、訪問介護員2級を養成していた学校ですが、これまで通り学校の授業で代替できる科目もあるのでしょうか？ちなみに本校は、介護福祉士も養成しています(高等学校)。	<ul style="list-style-type: none"> ●初任者研修の科目が学校のどの授業に該当するかわかるように、研修カリキュラムや日程表(場合によっては対照表)を作成して提出いただく必要があります。個別にご相談ください。

Q	A
<p>○研修コーディネーターについて、職種の指定はないと考えてよいか。「研修内容について知識と経験を有した」とあるが、どういった解釈か例があれば伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●職種の指定はありません。 ●研修の内容や流れを理解しており、講師や実習先などとの連絡調整を行い、効果的なカリキュラムや日程の作成、講師の適正配置等を行うことができる者、講師による研修内容の偏り等の調整や通信添削課題の内容調整など、研修全体を通して規定の内容の研修を適切に実施するための調整ができる者を想定しています。
<p>○研修コーディネーターと研修担当者は、同一でもよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同一でも構いません。
<p>○講師一覧には、担当することが想定される講師すべてを記載することとあるが、補講は、その中に記載されている講師が行ってよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●補講は、基本的にはその研修を担当した講師が行いますが、担当することが想定される講師として講師一覧に記載されている講師であれば、代わって行っても構いません。補講修了確認書に補講を実施した講師名を記入し、講師署名（又は押印）してください。
<p>○講師要件について：科目「9 ことごとからだのしくみと生活支援技術」項目「生活支援技術の講義演習」④「生活と家事」の訪問介護の経験3年以上を有する者の要件をグループホーム（共同生活介護）での経験に読み替え可能と思えるがいかがでしょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●読み替え可能とします。